

令和7年度決算 収入未済額集計表

【一般会計】

科目		収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
款 項	目・節	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
								件数	金額	件数	金額
1市税			288,668,922	104	2,217,485	20,272	290,886,407	5,772	77,971,749	14,500	212,914,658
1市民税											
個人			53,680,013	71	560,115	3,877	54,240,128	1,504	23,301,108	2,373	30,939,020
法人			4,308,023	21	1,547,870	99	5,855,893	36	2,378,100	63	3,477,793
2固定資産税											
固定資産税			217,374,847	12	109,500	14,371	217,484,347	3,745	48,696,066	10,626	168,788,281
3軽自動車税											
軽自動車税			13,306,039			1,925	13,306,039	487	3,596,475	1,438	9,709,564
14分担金及び負担金		26	2,714,020			26	2,714,020	14	894,306	12	1,819,714
2負担金											
老人ホーム入所負担金	7	1,261,130				7	1,261,130	5	484,406	2	776,724
保育所保護者負担金	19	1,452,890				19	1,452,890	9	409,900	10	1,042,990
15使用料及び手数料		50	9,563,888	1	2,200	50	9,566,088	22	1,185,700	28	8,380,388
1使用料											
道路占用料											
駐車場使用料											
公営住宅使用料	34	7,925,187	1	2,200	34	7,927,387	17	1,038,700	17	6,888,687	
改良住宅使用料	15	1,608,701			15	1,608,701	5	147,000	10	1,461,701	
駐車場使用料(住宅)											
幼稚園預かり保育料	1	30,000			1	30,000				1	30,000
18財産収入		1	24,600			1	24,600	1	24,600		
1財産運用収入											
賃貸料	1	24,600			1	24,600	1	24,600			
22諸収入		76	23,315,398			76	23,315,398	18	3,852,247	58	19,463,151
3貸付金元利収入											
福祉資金償還金	3	1,483,019			3	1,483,019				3	1,483,019
4雑入											
給食費徴収金(学校分)	3	206,704			3	206,704				3	206,704
障害者自立支援給付金返還金	1	5,280,000			1	5,280,000				1	5,280,000
生活保護費返還金・徴収金等	64	16,239,675			64	16,239,675	14	3,767,247	50	12,472,428	
放課後児童クラブ利用負担金	1	10,000			1	10,000	1	10,000			
市営住宅共益費	3	36,000			3	36,000	2	15,000	1	21,000	
その他雑入(志摩B&G海洋センター使用経費負担金)	1	60,000			1	60,000	1	60,000			
①一般会計			324,286,828	105	2,219,685	20,425	326,506,513	5,827	83,928,602	14,598	242,577,911

【特別会計】

国民健康保険特別会計

科目		収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
款 項	目・節	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
								件数	金額	件数	金額
1国民健康保険税			170,790,522	129	640,400	11,844	171,430,922	2,982	55,286,990	8,862	116,143,932
1国民健康保険税											
医療給付費分			109,181,111	65	481,919		109,663,030		33,279,566		76,383,464
後期高齢者支援金分			38,442,572	51	144,667		38,587,239		14,396,678		24,190,561
介護納付金分			23,166,839	13	13,814		23,180,653		7,610,746		15,569,907
7諸収入		3	8,862			3	8,862			3	8,862
4雑入											
一般被保険者返納金	3	8,862			3	8,862				3	8,862
国民健康保険特別会計			170,799,384	129	640,400	11,847	171,439,784	2,982	55,286,990	8,865	116,152,794

後期高齢者医療特別会計

科目	収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
款 項 目・節	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
							件数	金額	件数	金額
1後期高齢者医療保険料		4,715,363	94	329,861	403	5,045,224	219	3,286,026	184	1,759,198
1後期高齢者医療保険料										
特別徴収		▲ 321,393	87	321,393						
普通徴収		5,036,756	7	8,468	403	5,045,224	219	3,286,026	184	1,759,198
後期高齢者医療特別会計		4,715,363	94	329,861	403	5,045,224	219	3,286,026	184	1,759,198

介護保険特別会計

科目	収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
款 項 目・節	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
							件数	金額	件数	金額
1介護保険料		9,725,060	158	1,220,110	851	10,945,170	332	5,693,260	519	5,251,910
1介護保険料										
特別徴収		▲ 1,009,760	140	1,009,760						
普通徴収		10,734,820	18	210,350	851	10,945,170	332	5,693,260	519	5,251,910
介護保険特別会計		9,725,060	158	1,220,110	851	10,945,170	332	5,693,260	519	5,251,910

住宅新築資金等貸付事業特別会計

科目	収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
款 項 目・節	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
							件数	金額	件数	金額
2還付金償還収入	46	138,233,882			46	138,233,882			46	138,233,882
1償還収入										
住宅新築資金貸付金償還金	46	138,233,882			46	138,233,882			46	138,233,882
住宅新築資金等貸付事業特別会計	46	138,233,882			46	138,233,882			46	138,233,882
②特別会計		323,473,689	381	2,190,371	13,147	325,664,060	3,533	64,266,276	9,614	261,397,784

【企業会計】

会計名	収入未済額(A)		還付未済額(B)		実質収入未済額(A+B)		実質収入未済額の内訳			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	現年分		滞納繰越分	
							件数	金額	件数	金額
水道事業会計	1,724	65,096,383			1,724	65,096,383	1,365	43,789,709	359	21,306,674
下水道事業会計	197	23,372,264			197	23,372,264	192	23,028,631	5	343,633
病院事業会計	4,092	188,445,057			4,092	188,445,057	3,425	176,165,885	667	12,279,172
企業会計合計 ③	6,013	276,913,704			6,013	276,913,704	4,982	242,984,225	1,031	33,929,479

一般会計・特別会計の合計(①+②)		647,760,517	486	4,410,056	33,572	652,170,573	9,360	148,194,878	24,212	503,975,695
一般会計・特別会計・企業会計の合計(①+②+③)		924,674,221	486	4,410,056	39,585	929,084,277	14,342	391,179,103	25,243	537,905,174

会計別不納欠損額一覧表

		(単位：円)					(単位：円)					
会 計		H 2 7 決算	H 2 8 決算	H 2 9 決算	H 3 0 決算	R 1 決算	R 2 決算	R 3 決算	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算	R 7 決算
1	一般会計	57,400,761	87,650,189	89,600,467	36,536,073	127,081,770	32,343,538	30,760,663	53,228,787	57,372,193	25,780,853	22,090,434
	市税	57,400,761	87,650,189	89,511,467	35,633,985	126,982,689	32,310,838	26,194,763	36,729,654	56,498,366	20,043,265	21,879,286
	老人ホーム入所負担金	0	0	0	0	19,186	0	0	0	0	0	0
	保育所保護者負担金	0	0	89,000	0	5,800	0	0	0	0	0	0
	道路占用料	0	0	0	739,488	0	0	0	0	0	0	0
	河川占用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅使用料	0	0	0	0	0	32,700	1,731,200	1,076,772	0	1,850,500	0
	特別障害者手当返還金	0	0	0	115,200	0	0	0	0	0	0	0
	生活保護費返還金	0	0	0	0	0	0	0	15,181,450	873,827	3,887,088	211,148
	給食費徴収金	0	0	0	0	64,095	0	97,980	240,911	0	0	0
	児童館等使用負担金	0	0	0	47,400	10,000	0	0	0	0	0	0
	福祉資金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奨学金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弁償金	0	0	0	0	0	0	2,736,720	0	0	0	0
2	国民健康保険特別会計	21,757,423	20,475,796	13,611,815	25,574,355	12,389,766	11,259,858	15,516,616	10,469,116	15,180,834	9,615,366	9,857,791
3	後期高齢者医療特別会計	62,587	17,340	497,482	525,169	154,018	254,424	116,337	161,454	1,500,927	247,256	281,772
4	介護保険特別会計	8,145,806	7,670,410	8,992,360	7,952,180	7,122,975	3,620,610	4,952,640	3,474,995	3,827,509	3,837,635	3,381,063
5	住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	0	0	0	0	0	12,239,056	0	4,348,259	0	11,328,943
6	下水道事業特別会計	0	3,173,906	36,111	33,558	0						
7	水道事業会計	0	28,292,879	0	77,574,199	32,135,193	0	13,877,505	2,916,067	12,002,294	7,315,069	14,627,191
8	下水道事業会計						0	0	3,952	0	0	0
9	病院事業会計	0	0	0	0	0	0	116,740	1,844,932	742,150	0	464,597
合 計		87,366,577	147,280,520	112,738,235	148,195,534	178,883,722	47,478,430	77,579,557	72,099,303	94,974,166	46,796,179	62,031,791

不納欠損した内容（理由等）一覧

(単位：円)

	会 計	令和7年度不納欠損の状況	計
1-1	一般会計（市税）	21,879,286	21,879,286
	不納欠損した内容（理由等）	対象 559人 2,054期 合計金額 21,879,286円 地方税法第18条第1項、志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条の規定に基づく消滅時効によるもの (531人 1,893期 金額 15,049,460円) 地方税法第15条の7第4項、志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条の規定に基づく滞納処分の停止の継続によるもの (28人 161期 金額 6,829,826円)	
1-2	一般会計（生活保護費返還金）	211,148	211,148
	不納欠損した内容（理由等）	対象：2件 211,148円 地方自治法第236条第1項及び第2項の規定に基づく消滅時効によるもの 2件 211,148円	
一般会計 合計		22,090,434	22,090,434
2	国民健康保険特別会計	9,857,791	9,857,791
	不納欠損した内容（理由等）	対象167人 981件 地方税法第18条第1項に基づく消滅時効によるもの（859件：8,462,391円） 地方税法第15条の7第4項の規定に基づく滞納処分の停止の継続によるもの (122件：1,395,400円)	
3	後期高齢者医療特別会計	281,772	281,772
	不納欠損した内容（理由等）	対象 12人 35期 高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に基づく消滅時効によるもの (12人 35期 281,772円)	
4	介護保険特別会計	3,381,063	3,381,063
	不納欠損した内容（理由等）	対象 120人 370期 介護保険法第200条第1項の規定に基づく消滅時効によるもの(370期：3,381,063円)	
5	住宅新築資金等貸付事業特別会計	11,328,943	11,328,943
	不納欠損した内容（理由等）	対象 3件 11,328,943円 志摩市債権放棄取扱基準第2条第1号に基づく生活困窮及び同条第4号に基づく死亡によるもの	
特別会計 合計		24,849,569	24,849,569
6	水道事業会計	14,627,191	14,627,191
	不納欠損した内容（理由等）	対象108件1,940調定 過年度分水道使用料 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項に基づく時効の援用により債権が消滅したもの 7件 112調定 320,537円 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第1号に基づく倒産によるもの 2件 104調定 9,792,447円 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第2号に基づく死亡によるもの 15件 108調定 265,859円 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第3号に基づく所在不明によるもの 84件1,616調定 4,248,348円	
7	病院事業会計	464,597	464,597
	不納欠損した内容（理由等）	対象 2件 3人 診療費等債権 志摩市民病院診療費等不納欠損処分取扱要綱第2条第1項第2号アに基づく破産によるもの 1件 1人 123,180円 志摩市民病院診療費等不納欠損処分取扱要綱第2条第1項第2号エに基づく生活困窮によるもの 1件 2人 341,417円	
企業会計 合計		15,091,788	15,091,788

令和7年度 不納欠損額法的根拠別一覧

法的根拠	一般会計(市税)		一般会計(住宅使用料)		一般会計(給食費徴収金)		一般会計(生活保護費返還金)		国民健康保険特別会計		後期高齢者医療特別会計		介護保険特別会計		住宅新築資金等貸付事業特別会計		水道事業会計		下水道事業会計		病院事業会計		計
	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	
地方税法第18条第1項	1,893	15,049,460							859	8,462,391													23,511,851
地方税法第15条第7条第4～5項	161	6,829,826							122	1,395,400													8,225,226
介護保険法第200条第1項													370	3,381,063									3,381,063
高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項											35	281,772											281,772
地方自治法第236条第1項及び第2項							2	211,148															211,148
志摩市債権放棄取扱基準第2条第1号																							0
志摩市債権放棄取扱基準第2条第1号、第4号															3	11,328,943							11,328,943
志摩市債権放棄取扱基準第2条第2号																							0
志摩市債権放棄取扱基準第2条3号																							0
志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項																	112	320,537					320,537

志摩市水道料金 等不納欠損処分 取扱要綱第3条 第2項第1号																	104	9,792,447						9,792,447
志摩市水道料金 等不納欠損処分 取扱要綱第3条 第2項第2号																	108	265,859						265,859
志摩市水道料金 等不納欠損処分 取扱要綱第3条 第2項第3号																	1,616	4,248,348						4,248,348
志摩市民病院診 療費等不納欠損 処分取扱要綱第 2条第1項第2号 ア																					1	123,180		123,180
志摩市民病院診 療費等不納欠損 処分取扱要綱第 2条第1項第2号 エ																					1	341,417		341,417
計	2,054	21,879,286	0	0	0	0	2	211,148	981	9,857,791	35	281,772	370	3,381,063	3	11,328,943	1,940	14,627,191	0	0	2	464,597		62,031,791

〔参考〕

地方税法第18条第1項
 （地方税の消滅時効）
 第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日)の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

地方税法第15条の7
 （滞納処分の停止の要件等）
 第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方自治法第236条第1項及び第2項
 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項
(時効)
第160条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

介護保険法第200条第1項
(時効)
第200条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

志摩市債権放棄取扱基準(令和3年8月27日制定、令和7年3月31日改定) 第2条第1～4号
第2条 債権の放棄は、債務者(主たる債務者及び保証人の双方を含む)が、次のいずれかに該当するときに行うことができる。
(1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務を履行することによって、その生活又は事業を更に窮迫させるおそれがあるとき。
(2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)その他の法令の規定により債務者が市の債権につきその責任を免れたとき。
(3) 私債権において、時効期間の満了後相当の期間が経過したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。
(4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、相続人が存在しない場合又は相続人の確認が困難な場合において、その相続財産の価額が当該債権の回収に必要な措置を講じた場合の費用及び当該債権に優先する債権の合計額に満たないと見込まれるとき。

志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項・第2項第1～3号
(不納欠損処分基準)
第3条 民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)第166条第1項及び同法第145条に規定する消滅時効期限の経過及び時効の援用により、水道料金等の徴収権が消滅したときは、不納欠損処分をする。
2 法第166条第1項に規定する消滅時効期間を経過した水道料金等のうち、次の各号のいずれかに該当し、徴収できないことが資料等で明らかであるものは、不納欠損処分をする。
(1) 破産又は倒産した法人等で、財産処分を行ってもなお滞納があるとき。
(2) 滞納者が死亡し、遺留財産がないとき。
(3) 滞納者の所在が不明であつて、かつ、滞納処分をすることのできる財産が不明であるとき。

志摩市民病院診療費等不納欠損処分取扱要綱第2条第1項第2号ア～オ
(不納欠損処分基準)
第2条 診療費等の債権は、民法(明治29年法律第89号)第166条に規定する消滅時効を経過した場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合に不納欠損処分をする。
(2) 次のいずれかに該当し、診療費等を徴収できないことが資料等で明らかである場合
ア 破産し、又は倒産した法人等で、財産処分を行ってもなお滞納があるとき。
イ 滞納者及び連帯保証人が死亡し、遺留財産がないとき
ウ 滞納者の所在が不明であつて、かつ、滞納処分をすることができる財産が不明であるとき
エ 滞納繰越分であつて、滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
オ アからエまでに準ずる理由があると認められるとき。

※参考として条文を記載してあるが、債権の発生時期によっては改正前の条文に基づき、不納欠損している債権もある。

令和7年度 不納欠損額 欠損事由別集計表(市民税)

項 目		市県民税			固定資産税			軽自動車税			特別土地保有税			法人市民税			入湯税			合計		
地方税法第18条第1項		158	期		1,560	期		175	期			期			期			期		1,893	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第2条によるもの		47	人		402	人		82	人			人			人			人		531	人	
地方税法第15条の7第4項		28	期		87	期		46	期			期			期			期		161	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第3条によるもの		7	人		10	人		11	人			人			人			人		28	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第2号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第4号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第5号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第6号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第7号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
地方税法第15条の7第5項			期			期			期			期			期			期		0	期	
志摩市税等不納欠損処分取扱 規程第4条第8号によるもの			人			人			人			人			人			人		0	人	
合 計	期数	186	期		1,647	期		221	期		0	期		0	期		0	期		2,054	期	
	対象人数	54	人		412	人		93	人		0	人		0	人		0	人		559	人	

- ①地方税法第18条第1項・・・地方税法の消滅時効による不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条)

※ 参考【市県民税の内訳】 市民税 3,310,387円
県民税 2,206,290円
- ②地方税法第15条の7第4項・・・滞納処分の停止の継続(3年間)による不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条)

※ 期数は実数であるが、対象人数は延べ人数である。
- ③地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第2号)・・・解散した法人などで滞納処分をすることができる財産がない
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第4号)・・・滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護を受けている
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第5号)・・・法定納期限から3年を経過した徴収金のうち滞納者の所在及び滞納処分をする財産がともに不明
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第6号)・・・換価後財産無による欠損
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第7号)・・・滞納者が死亡し、その遺留財産がない
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第8号)・・・滞納者が国外に移住し、滞納処分をすることができる財産がなく、かつ、将来入国し、又は納付する見込みがない

年度別不納欠損額（市税等）欠損事由別一覧表

項 目	R2		R3		R4		R5		R6		R7		合 計	
	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)
地方税法第18条第1項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条によるもの	1,886	13,076,480	1,937	15,536,622	1,884	17,010,685	1,768	18,074,161	1,874	19,082,596	1,893	15,049,460	11,242	97,830,004
地方税法第15条の7第4項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条によるもの	558	9,841,826	644	10,654,619	121	1,088,330	190	2,589,491	146	960,669	161	6,829,826	1,820	31,964,761
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第2号によるもの	99	3,706,706	1	3,522	204	15,389,801	171	28,799,084					475	47,899,113
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第4号によるもの													0	0
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第5号によるもの													0	0
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第6号によるもの													0	0
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第7号によるもの	109	5,678,626			116	3,240,838	126	7,035,630					351	15,955,094
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第8号によるもの	1	7,200											1	7,200
合 計	2,653	32,310,838	2,582	26,194,763	2,325	36,729,654	2,255	56,498,366	2,020	20,043,265	2,054	21,879,286	13,889	193,656,172

* 県民税を除く額

- ①地方税法第18条第1項・・・地方税法の消滅時効による不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条)
- ②地方税法第15条の7第4項・・・滞納処分の停止(執行停止)の継続(3年間)による不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条)
- ③地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第2号)・・・解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みがない法人について、滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ④地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第4号)・・・滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護を受けているとき。
- ⑤地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不能欠損処分取扱規程第4条第5号)・・・法定納期限から3年を経過した徴収金のうち滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- ⑥地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第6号)・・・換価後の当該徴収金に残余がある場合であって、他に滞納処分することができる財産がないとき。
- ⑦地方税法第15条の7第5項・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第7号)・・・繰越滞納分であって、滞納者が死亡し、その遺留財産がないとき。
- ⑧地方税法第15条の7第5項・・・滞納処の停止に伴う不納欠損処分
(志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第8号)・・・滞納者が国外に移住し、滞納処分をすることができる財産がなく、かつ、将来入国し、又は納付する見込みがないとき。

* 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条各号・・・地方税法第15条の7第5項の規定により、次のいずれかに該当(1号～8号)するため市税等徴収金を徴収することが明らかであるときは、滞納処分の停止を行った後直ちに不納欠損処分をする。

会計別起債残高(住民一人当たり)【令和7年度決算】

(単位:千円)

会計区分		令和7年度末現在高
普通会計	一般会計	17,341,304
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	0
	合計 ①	17,341,304
特別会計	介護サービス事業会計(想定企業会計)	750,311
	合計 ②	750,311
企業会計	水道事業会計	1,032,757
	下水道事業会計	1,190,407
	病院事業会計	584,250
	合計 ③	2,807,414
総額 ①+②+③		20,899,029

住基人口(令和8年3月31日現在)	42,681
住民一人当たり起債残高	490
(参考)一般会計分のみ	406

一部事務組合・広域連合

鳥羽志勢広域連合		315,711
	うち志摩市分	0
一部事務組合・広域連合合計		315,711
	うち志摩市分	0

※一部事務組合等における起債残高は健全化判断比率算出資料より

住民一人当たり起債残高 (市・一部事務組合・広域連合合計)	490
----------------------------------	-----

令和7年度決算状況					人 口		02 年 国 調		産 業 構 造					健 全 化 判 断 比 率					都道府県名 団体名		議会資料		認定第1号④																		
							27 年 国 調														財政課																				
					増 減 率		46,057人		50,341人		△8.5%		実 質 赤 字 比 率		—		242152		三重県 志摩市		市町村類型		I — 1																		
					08 . 1 . 1		43,026人		07 . 1 . 1		44,110人		△2.5%		実 質 公 債 費 比 率		6.7		将 来 負 担 比 率		8.3		7 年度地方交付税種地		1 — 1																
歳 入 の 状 況 (単位 千円 : %)					区 分		02年国調		27年国調		面 積 (k m ²) 人口密度 (人)		178.93 257		区 分		令和7年度 (千円)		令和6年度 (千円)																						
区 分		決算額		構成比																	経常一般財源等		構成比																		
地 方 税		5,896,185		20.0		5,896,185		38.0		第1次		1,663人 7.8%		2,084人 8.7%		02年国調世帯数 19,568		指 定 団 体 等 の 指 定 状 況		歳 入 総 額		29,427,064		29,073,157																	
地 方 譲 与 税		180,321		0.6		180,321		1.2																																	
利 子 割 交 付 金		8,741		0.0		8,741		0.1		第2次		3,674人 17.3%		4,358人 18.3%		27年国調世帯数 20,057		旧 新 産 業 ×		歳 入 歳 出 差 引		615,231		835,030																	
配 当 割 交 付 金		51,844		0.2		51,844		0.3																																	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		81,578		0.3		81,578		0.5		第3次		15,921人 74.9%		17,396人 73.0%		旧 工 特 産 ×		翌 年 度 繰 越 財 源		5,040		34,330																			
地 方 消 費 税 交 付 金		1,240,439		4.2		1,240,439		8.0																																	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		27,602		0.1		27,602		0.2		市 町 村 税 の 状 況 (単位 千円 : %)		山 振 ×		過 疎 ○		近 畿 ○		中 部 ○		一 般 職 員 等		積 立 金		1,129,745		874,540															
自 動 車 取 得 税 交 付 金		0		0.0		0		0.0																																	
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		28,182		0.1		28,182		0.2		区 分		収 入 済 額		構 成 比		超 過 課 税 分		過 疎 ○		首 都 ×		近 畿 ○		中 部 ○		一 般 職 員 等		積 立 金 取 崩 し 額		841,248		579,302									
法 人 事 業 税 交 付 金		128,323		0.4		128,323		0.8																																	
地 方 特 例 交 付 金		22,706		0.1		22,706		0.1		市 町 村 所 得 割 民 税		1,912,413		32.4		中 部 ○		財 政 健 全 化 ×		指 数 表 選 定 ○		財 源 超 過 ×		老 人 福 祉 ○		伝 染 病 ×		そ の 他 ○		合 計		628		2,098,315		3,341					
地 方 交 付 税		8,574,052		29.1		7,781,852		50.2																																	
普 通		7,781,852		26.4		7,781,852		50.2		固 定 資 産 税		2,952,574		50.1		2,951,880		50.1		軽 自 動 車 税		220,514		3.7		市 町 村 た ば こ 税		343,845		5.8		一 部 事 務 組 合 加 入 の 状 況		特 別 職 等		定 数		適 用 開 始 年 月 日		一 人 当 た り 平 均 給 料 (報 酬) 月 額 (百 円)	
特 別 (震 災 分 含 む)		792,200		2.7																																					
(一 般 財 源 計)		16,239,973		55.1		15,447,773		99.6		法 定 外 普 通 税		130,075		2.2		130,075		2.2		退 職 手 当 ○		火 葬 場 ×		議 会 議 長 1		07.11.01		4,700													
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,072		0.0		2,072		0.0																																	
分 担 金 ・ 負 担 金		239,977		0.8				0.0		市 町 村 入 湯 税		130,075		2.2		事 務 機 共 同 ×		常 備 消 防 ×		議 会 議 長 1		07.11.01		3,990																	
使 用 料		244,564		0.8		40,726		0.3																																	
手 数 料		25,250		0.1				0.0		特 別 土 地 保 有 税		5,766,110		97.8		議 員 公 務 災 害 ×		し 尿 処 理 ○		市 区 町 村 長 1		08.04.01		9,100																	
国 庫 支 出 金		3,386,372		11.5																																					
都 道 府 県 支 出 金		1,515,132		5.2						旧 法 に よ る 税		130,075		2.2		非 常 勤 公 務 災 害 ×		ご み 処 理 ○		副 市 長 1		08.04.01		7,100																	
財 産 収 入		48,932		0.2		18,953		0.1																																	
寄 附 金		1,852,674		6.3						目 的 的 税		130,075		2.2		退 職 手 当 ○		火 葬 場 ×		教 育 長 1		08.04.01		6,100																	
繰 入 金		3,375,220		11.5																																					
繰 越 金		835,030		2.8						事 業 所 税						事 務 機 共 同 ×		常 備 消 防 ×		議 会 議 長 1		07.11.01		4,700																	
諸 収 入		379,768		1.3		6,879		0.0																																	
地 方 債		1,282,100		4.4						都 市 計 画 税						税 務 事 務 ○		小 学 校 ×		議 会 副 議 長 1		07.11.01		3,990																	
歳 入 合 計		29,427,064		100.0		15,516,403		100.0																																	
合 計		5,896,185		100.0						水 利 地 益 税 等						老 人 福 祉 ○		中 学 校 ×		議 会 議 員 16		07.11.01		3,700																	
性 質 別 歳 出 の 状 況 (単位 千円 : %)		決算額		構成比		充当一般財源等		経常経費充当一般財源等																		経常収支比率		区 分		決算額 A		構成比		Aのうち普通建設事業費		Aの充当一般財源等		基準財政収入額		5,820,559	
人 件 費		6,672,347		23.2		6,040,202		5,681,079		36.6		議 会 費		179,315		0.6				179,315		R07 基準財政需要額		13,602,396																	
うち職員給		4,088,430		14.2		3,634,848						総 務 費		7,365,840		25.6		3,609		3,909,287		年度標準税率額		7,345,925																	
扶 助 費		3,920,425		13.6		1,124,787		971,395		6.3		民 生 費		9,090,255		31.6		240,376		5,158,146		標準財政規模		15,127,777																	
公 債 費		2,217,295		7.7		2,207,012		2,207,012		14.2		衛 生 費		2,916,949		10.1		34,457		2,312,526		財政力指数 05 ~ 07		0.42																	
内 元 利 償 還 金		2,217,295		7.7		2,207,012		2,207,012		14.2		労 働 費		13,690		0.0				1,694		実 質 収 支 比 率 %		4.0																	
一 時 借 入 金 利 子				0.0						0.0		農 林 水 産 業 費		639,504		2.2		99,925		338,455		経 常 一 般 財 源 比 率 %		102.6																	
小 計		12,810,067		44.5		9,372,001		8,859,486		57.1		商 工 費		521,462		1.8		20,427		366,783		公 債 費 負 担 比 率 %		11.9																	
物 件 費		4,309,293		15.0		2,013,576		1,562,558		10.1		土 木 費		1,396,391		4.8		502,516		767,290		公 債 費 比 率 %		参考値 5.1																	
維 持 補 修 費		315,652		1.1		180,933		179,691		1.1		消 防 費		2,036,160		7.1		456,129		1,357,672		実 質 公 債 費 比 率 %		6.7																	
補 助 費 等		3,885,130		13.5		2,721,560		1,918,833		12.3		教 育 費		2,434,972		8.5		222,019		1,391,982		起 債 制 限 比 率 %		参考値 5.1																	
うち一部事務組合負担金		1,002,846		3.5		1,002,846		983,080		6.3		災 害 復 旧 費				0.0						積 立 金 財 政 調 整		3,673,641																	
繰 出 金		2,867,166		9.9		2,347,835		2,244,070		14.5		公 債 費		2,217,295		7.7				2,207,012		積 立 金 財 政 調 整		106,061																	
積 立 金		3,034,754		10.5		1,187,278						諸 支 出 金										減 特 定 目 的		3,034,210																	
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金		10,313		0.0						-		前 年 度 繰 上 充 用 金										地 方 債 現 在 高		17,341,304																	
前 年 度 繰 上 充 用 金												歳 出 合 計		28,811,833		100.0		1,579,458		17,990,162		う ち 政 府 資 金		6,865,735																	
投 資 的 経 費		1,579,458		5.5		166,979		経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等		14,764,638 千円		公 営 事 業 等 へ の 繰 出		合 計		4,166,042		事 国 業 民 会 健 計 康 状 保 況 陰		実 質 収 支		120,192		債 務 負 担 物 件 等 購 入																	
うち人件費		67,258		0.2		67,258		経 常 収 支 比 率		95.2 %		病 院		624,283				再 差 引 収 支		56,666		行 為 額 (支 出 予 定 額)		そ の 他 944,030																	
普 通 建 設 事 業 費		1,579,458		5.5		166,979		95.2 %		(95.2) % ※		下 水 道		297,576				加 入 世 帯 数 (世 帯)		6,893		土 地 開 発 基 金 現 在 高																			
補 助		569,975		2.0		46,920		歳 入 一 般 財 源 等		18,605,393 千円		水 道 保 介 護		377,017				被 保 險 者 数 (人)		9,767		徴 収 率		現 年 計																	
単 独		1,009,483		3.5		120,059						国 道 保 介 護		509,730				保 險 税 (料) 収 入 額		112		合 計		98.7		95.0															
災 害 復 旧 事 業 費				0.0								後 期 高 齢		1,045,056				庫 庫 支 出 金				市 町 村 民 税		99.0		97.3															
失 業 対 策 事 業 費												そ の 他		108,672				保 險 給 付 費		401		純 固 定 資 産 税		98.4		92.6															
歳 出 合 計		28,811,833		100.0		17,990,162																																			